

まちだを元気にする！ 支援制度やサービスのご案内

5月11日まで、緊急事態宣言が発出されました。都県をまたぐ不要不急の外出や、大人数での会食など、感染リスクの高い行動を控え、手洗いやマスクの着用といった、基本的な感染予防の徹底が求められています。

また、市の施設の利用にも制限があります(7面に関連情報あり)。詳細は町田市ホームページをご覧ください。担当課へお問い合わせください。

生理用品等の無料配布をしています

問 生活支援課 ☎724・4013

コロナ禍における生活困窮者への支援のため、生理用品等を無料で配布しています。配布を希望される方は、窓口においてあるミモザカードか、スマートフォン等でミモザカードを撮り、提示することで意思表示ができます。

配布場所 生活支援課生活・就労相談窓口(市庁舎1階)、子ども総務課(市庁舎2階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)

※今後、配布場所は増える予定です。詳細は町田市ホームページをご覧ください。

配布物 生理用品、梅がゆ、水、ビスケット



ミモザカード

[第2弾]いこいこ町田！
PayPay使って“うふふ”な買い物
最大20%戻ってくるキャンペーン参加店舗募集！

問 店舗への新規導入に関すること=PayPay町田市専用ダイヤル ☎0120・936・220、本事業に関すること=町田市産業政策課 ☎794・7307

6月1日から30日までの1か月間、市内のPayPay対象加盟店で、PayPayで支払いをした場合に、最大20%(上限3000円相当/期間)のポイント(PayPayボーナス)を付与するキャンペーンを実施します。実施にあたり、キャンペーンに参加する店舗を募集します。

※6月1日からキャンペーンに参加するには、5月13日までにPayPayの導入手続き完了および審査可決する必要があります。

〈PayPayの店舗への新規導入について〉

PayPay町田市専用ダイヤル(☎0120・936・220、受付時間=祝休日を除く月～金曜日の午前11時～午後6時)

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金 ～飲食事業者応援事業

問 デリバリー等支援担当(産業政策課内) ☎794・7345

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている、市内の飲食事業者を支援するため、飲食物のデリバリーやテイクアウトを実施している飲食事業者に対し、1店舗あたり一律で5万円を支給します。

対以下の要件をすべて満たす飲食事業者

- ①中小企業者であること
- ②市内に店舗があること
- ③市内の店舗において、飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けていること
- ④市内の店舗内に飲食スペースがあること
- ⑤5月1日(土)～6月30日(水)の間に、市内の店舗において飲食物のデリバリーまたはテイクアウトを実施し、今後も継続する意思があること
- ⑥市税を完納していること

申申請書(町田市ホームページでダウンロード)及び必要書類を作成し、5月6日～7月30日(消印有効)に郵送で産業政策課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

※詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

問 子ども総務課 ☎724・2143

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育てに対する負担の増加や収入の減少等を支援するため、給付金を児童1人につき5万円支給します。

対次のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)
- ③平成15年4月2日以降に生まれた(一定の障がいがある場合は20歳の誕生日の前月までの)児童を監護養育されているひとり親世帯等で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

申上記①の方は、申請不要(給付を希望しない方は、届出が必要)で、児童扶養手当支給口座へ振り込みます。上記②③の方は、申請書を郵送で子ども総務課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

※申請書は、町田市ホームページでダウンロードできます。

町田市中企業者家賃補助事業[第3弾]の申請受付を5月6日から開始します

問 町田市中企業者家賃補助担当(産業政策課内) ☎724・1136

1月8日～3月21日まで発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による影響で、売上が減少している市内事業者を支援するため、中小企業者家賃補助の第3弾を実施します。1事業所あたり2021年1月～3月のうち、1か月分の家賃の2分の1(千円未満切り捨て)を、20万円を上限に補助します。

対次のすべての要件を満たす事業者 ①市内に事業所を有する中小企業者(本店所在地が市外でも申請可)②市内に事業用の建物を賃借し、生産や販売、サービス提供等を行っている③2021年1月～3月のいずれか1か月の売上高が、前年または前々年の同月売上高と比較して、15%以上減少している④今後も町田市内で事業継続の意向がある

申申請書類一式(町田市ホームページでダウンロード)をそろえ、5月6日～6月30日(消印有効)に郵送で町田市中企業者家賃補助担当(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申請は原則郵送ですが、事前予約による窓口での相談・申請も可能です。事前予約・相談は、町田市中企業者家賃補助担当にお問い合わせください。また、提出いただいた書類は返却できません。郵送は簡易書留等郵送物の追跡ができる方法をおすすめします。

※昨年度に実施した第2弾を交付した事業者には、市から個別に申請書類を送付します。

※申請方法等の詳細は町田市ホームページをご覧ください。